

沼田市建設工事検査技術基準

(目的)

第1条 この基準は、沼田市建設工事検査規則第7条に基づき、工事検査に必要な技術的基準を定めることにより、円滑かつ適正な工事検査の執行を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この基準は、沼田市建設工事検査規則により実施される土木工事、建築工事、電気設備工事、機械設備工事の検査に適用する。ただし、工事の内容により、この基準を適用することが不相当と判断される場合は、この基準によらないことができる。

(検査内容)

第3条 検査は、実地において行うものとし、契約図書に基づき、工事の実施状況、出来形、品質及び出来ばえについて、適否の判断を行うものとする。

(工事実施状況の検査)

第4条 工事実施状況の検査は、契約図書等の履行状況、工程管理、安全管理、工事施工状況及び施工体制等の工事管理状況に関する各種の記録(写真、ビデオによる記録を含む)(以下「各種の記録」という。)と、契約書とを対比し、別表第1に掲げる事項に留意して行うものとする。

(出来形の検査)

第5条 出来形の検査は、位置、出来形寸法及び出来形管理に関する各種の記録と設計図書とを対比し、別表第2に基づき現地の状況、工事規模を勘案し検査を行うものとする。ただし、外部からの観察、出来形図、写真等により当該出来形の適否を判定することが困難な場合は、検査員は契約書の定めるところにより、必要に応じて破壊して検査を行うものとする。

(品質の検査)

第6条 品質の検査は、品質及び品質管理に関する各種の記録と設計書とを対比し、別表第3に基づき行うものとする。ただし、外部からの観察、品質管理の状況を示す資料、写真等により当該品質の適否を判定することが困難な場合は、検査員は契約書の定めるところにより、必要に応じて破壊して検査を行うものとする。

(出来ばえの検査)

第7条 出来ばえの検査は、仕上がり面、とおり、すり付け等の程度及び全般的な外観について目視、観察により行うものとする。

(出来形管理及び品質管理)

第8条 管理基準及び規格値は、別表第4に基づき行うものとする。

(工事写真管理)

第9条 工事写真は、工事経過の記録、使用材料の確認、出来形寸法の確認、品質管理の確認、維持保全の資料、問題解決の資料として欠くことのできないものであり、撮影時期、枚数を適正に行うものとする。

附 則

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和元年10月1日から施行する。

別表第1(第4条関係)

工事の実施状況の検査留意事項

検査対象事項	関係書類	検査内容
1. 契約書等の履行状況	契約書、仕様書、施工計画書、工事打合せ書	指示・承諾・協議事項等の処理内容、支給材料・貸与品及び工事発生品の処理状況、その他契約書等の履行状況、関係法令による手続き及び許可の処理状況
2. 工事施工状況	施工計画書、工事打合せ書、工事写真、その他関係書類	工法研究、施工方法及び手戻りに対する処理状況、現場管理状況
3. 工程管理	実施工程表、工事打合せ書	工程管理状況及び進捗内容
4. 出来形管理	出来形管理図表、出来形管理写真	出来形管理状況
5. 品質管理	品質管理図表、品質管理写真	品質管理状況及び試験結果
6. 安全管理	契約図書、安全管理写真、工事打合せ書	安全管理状況、交通処理状況及び措置内容、関係法令の遵守状況
7. 施工体制	施工計画書、施工体系図、施工体制台帳	適正な施工体制の確保状況

出来形寸法検査基準

区分	検査対象事項	検査内容	検査密度	
共通	共通的 工種	矢板工	基準高、変位、根入長、延長 250枚につき1箇所以上(ただし、施工延長250枚以下の場合は2箇所以上)	
		法枠工、吹付工、植生工	厚さ、法長、間隔、幅、延長	200mにつき1箇所以上(ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上)又は面積の20%
			吹付け厚、ラス張	厚さ、ラス張確認は施工管理記録等により200㎡ごとに1箇所以上(ただし、200㎡以下は2箇所以上)
	基礎工	基準高、根入長、偏心量、傾斜	1基又は1目地間当り1箇所以上	
	石・ブロック積(張)工、擁壁工	基準高、法長、法勾配、厚さ、延長	100mにつき1箇所以上(ただし、施工延長100m以下の場合は2箇所以上)	
	一般舗装工	路盤工	基準高、幅、厚さ	基準高、幅は200mにつき1箇所以上(ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上) 厚さは施工管理記録等により200m(安定処理工は1,000㎡)につき1箇所以上(ただし、200m(安定処理工は1,000㎡)以下は2箇所以上)
		舗装工	幅、厚さ、平坦性	厚さはコア採取結果記録等により1,000㎡につき1箇所以上(ただし、施工面積1,000㎡以下は2箇所以上)
	地盤改良工	基準高、幅、厚さ、横断勾配、延長	200mにつき1箇所以上(ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上)	
	土工	基準高、幅、法長	200mにつき1箇所以上(ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上)	
	河川	築堤、護岸	基準高、幅、厚さ、高さ、延長	200mにつき1箇所以上(ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上)
浚渫		基準高、幅、深さ、延長		
樋門・樋管		基準高、幅、厚さ、高さ、延長	水門・樋門・樋管は本体部、呑口部につき構造図の寸法表示箇所の任意部分 管渠は同種構造物ごと2箇所以上	
水門				
道路	道路改良	基準高、幅、厚さ、高さ、延長	100mにつき1箇所以上(ただし、施工延長100m以下の場合は2箇所以上)	
	橋梁下部	基準高、幅、厚さ、高さ、スパン長、変位	スパン長は各スパンごと その他は同種構造物ごとに1基以上につき構造図の寸法表示箇所の任意部分	
	鋼橋上部	部材寸法、基準高、スパン長、中心間距離、キャンバー	部材寸法は主要部材について、寸法表示箇所の任意部分 その他は5径間未満は2箇所以上、5径間以上は2径間につき1箇所以上	
	コンクリート橋上部	部材寸法、基準高、幅、高さ、厚さ、キャンバー	部材寸法は主要部材について、寸法表示箇所の任意部分 その他は5径間未満は2箇所以上、5径間以上は2径間につき1箇所以上	

下水道	開削・推進工	基準高、延長、管の種別形状・寸法、中心線とのずれ	基準高、延長、管の種別形状・寸法は、200mにつき1箇所以上(ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上) その他は適宜
	シールド工	基準高、延長、管の種別形状・寸法、中心線とのずれ、覆工厚	基準高、延長、管の種別形状・寸法は、200mにつき1箇所以上(ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上) その他は適宜
	マンホール工	基準高、形状・寸法	200mにつき1箇所以上(ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上)
	マンホールポンプ場、 終末処理場	基準高、幅、長さ、高さ、深さ、厚さ	構造物ごとに適宜
その他の構造物		基準高、幅、長さ、高さ、深さ、厚さ	構造物ごとに適宜

備考

- 1 検査は実地において行うことを原則とするが、特別の理由により実地において検査できない場合、当該工事の主体とならない工種及び不可視部分については、出来形管理図表、写真、ビデオ、品質証明書等により検査することができる。
- 2 検査箇所及び検査数は、現場の状況により検査員が判断し、その数を定め又は取りやめることができる。
- 3 規定個数で判定値が許容範囲外に出た場合は、更に必要量の個数で判定することが出来る。
- 4 路盤工及び舗装工についての抽出検査の検査位置の指定は、測点を外した無作為指定位置とする。
- 5 この表に記載されていない項目及び建築工事、電気設備工事、機械設備工事については、群馬県建設工事検査基準別表によるものとする。

品質検査基準

区分	検査対象事項	検査内容	検査方法	
共通	材 料	品質及び寸法は、設計図書等と対比して適切か。	(1)主に観察又は材料確認記録簿等により検査する。	
	無筋、鉄筋コンクリート	コンクリートの強度、スランプ、塩化物総量値、アルカリ骨材反応対策、水セメント比等は、設計図書等と対比して適切か。	(1)主に施工管理記録及び観察により検査する。 (2)場合により実測する。	
	ブロック積(張)工	築石の長さ及び胴込コンクリートの充填状況は適切か。	(1)施工管理記録及び観察により検査する。 (2)場合により実測する。	
	基礎工	(1)支持力は、設計図書等と対比して適切か。 (2)基礎の位置、上部との接合等は適切か。	(1)主に施工管理記録及び観察により検査する。 (2)場合により実測する。	
	コンクリート構造物	コンクリートの強度は適切か。	(1)テストハンマ試験結果記録により検査する。 (2)場合により実測する。	
	構造物の機能	構造物又は付属設備等の性能は、設計図書等と対比して適切か。	(1)主に施工管理記録及び観察により検査する。	
道路	舗装	路盤工	(1)路盤材料の合成粒度は設計図書等と対比して適切か。 (2)支持力又は締固め密度は設計図書等と対比して適切か。	(1)主に施工管理記録及び観察により検査する。 (2)場合により実測する。
		アスファルト舗装工	アスファルト使用量、骨材粒度、密度及び舗設温度は設計図書等と対比して適切か。	(1)主に既に採取されたコアー及び現地の観察並びに施工管理記録により検査する。 (2)場合により実測する。

備考

1 この表に記載されていない項目及び建築工事、電気設備工事、機械設備工事については、群馬県建設工事検査基準別表によるものとする。

テストハンマ試験記録による品質検査密度

区分	検査対象事項	検査密度
共通	コンクリート強度	コンクリート構造物 施工管理記録により検査する。 それ以外は100mごとに3箇所。

管理基準及び規格値

工種	管理基準及び規格値	
一般土木工事	群馬県県土整備局監修	土木工事施工管理基準及び規格値 土木工事標準仕様書
建築工事	国土交通省大臣官房官庁営繕部監修	公共建築工事標準仕様書(建築工事編) 建築工事監理指針 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) 建築改修工事監理指針
電気設備工事	国土交通省大臣官房官庁営繕部監修	公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編) 電気設備工事監理指針 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)
機械設備工事	国土交通省大臣官房官庁営繕部監修	公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編) 機械設備工事監理指針 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)